

## 令和5年度第3回富山県環境審議会水環境専門部会 議事概要

### 1 日時

令和6年2月15日（木）10時から11時30分まで

### 2 場所

富山県民会館 508号室（オンライン併用）

### 3 出席者

委員等：楠井専門部会長、加賀谷委員、内田専門員（オンライン）、倉光専門員（オンライン）、黒田専門員（オンライン）、高橋専門員、手計専門員（オンライン）、中山専門員（オンライン）

事務局：中島生活環境文化部参事、吉森環境保全課長ほか

### 4 議事

#### (1) 富山県地下水指針の改定について

事務局から、資料1-1、1-3及び参考資料1-1について説明後、質疑応答が行われた。

基本的には、大きな修正はなく（細かい点の修正の要否については、部会長と事務局に一任）、事務局案でとりまとめ、環境審議会に報告することで了承された。

#### (2) 令和6年度公共用水域及び地下水の水質測定計画の作成について

事務局から、資料2-1、2-2、2-3及び参考資料2-4について説明後、質疑応答が行われた。

令和6年度公共用水域及び地下水の水質測定計画については、県の原案に対して異議がない旨を決議した。

### 5 主な意見、質疑応答

#### (1) 富山県地下水指針の改定について

##### 【委員等】

第2回専門部会で、地下水指針改定案の文章中の\*印を付けた単語については、脚注か注釈をつけるとあったと思う。どこにあるのか。

一般の方からみると、説明がないと理解しにくい単語については、例えば、\*印を付けた単語がある頁の下に脚注をつけるなどしたほうが分かりやすいのではないか。

##### 【委員等】

\*印を付けた単語については、数が多いので、資料編の最後に、用語集としてまとめて説明を掲載している。

また、冒頭の目次に、「本文中で\*印を付した用語は用語集に収録しております」という説明を記載している。

**【委員等】**

防災井戸について、県下では公設のものが8つほどあって、今回の地震で活用されていると思うが、所在地の情報が分かりづらい。普及に取り組むにあたり、地図のように所在地が分かる情報がまとまった形であることが重要だと思う。

**【事務局】**

地域で設置されているケースなどもあると思うので、定期的に行っている実態調査などの機会に、所在地や知見を収集し、普及に活用したい。

**【委員等】**

防災井戸の活用実態や課題の有無等をしっかり踏まえた上で、普及に取り組む必要があると思うので、事務局には、その点留意願いたい。

**【委員等】**

一部の図表について、本文中での図表番号の引用など本文との関連を示していないものがあり、唐突な感じがする。

**【委員等】**

論文では、本文に図表との対応を明記するが、一般向けなので、近くにまとめて記載されていれば、関連していることが分かるのではないと思われる。

**【委員等】**

修正案について、概ね反映されているのでかなり分かりやすくなったと思う。

**【委員等】**

防災井戸について、どの程度の頻度でメンテナンスされているものなのか。

事業者が普段から使っている井戸を災害時に活用する場合は、あまり問題が生じないと思うが、自治体が設置して、普段使われていない井戸の場合、調査等でいざ採水しようとしたら水が出ないことが多くあった。水が出るかどうかだけでなく、水質なども含め、メンテナンスが必要と考える。

**【事務局】**

長く使われていない井戸の場合、水が出ない、あるいは、出した当初の水質がよくない可能性があるので、普及の際には、メンテナンスの必要性も含めて周知に取り組みたい。

**【委員等】**

防災井戸の数についても、災害時の活用を考えれば、現状では不足と考えられるので、今後の課題として取り組むべき。

**【委員等】**

災害時に使おうとしても、水が出なかったり、あるいは、水質の問題で想定していた用途に使えないことも考えられる。メンテナンス時においては、そういった点も考慮する必要があることを強調できないか、周知の際に考えた方がよい。

**【委員等】**

改定案について、基本的なところは、事務局提案のものでよいと考えている。

細かい点の修正の可否については、部会長と事務局にご一任いただき、基本的には、大きな修正はないということで、事務局案でとりまとめたいと思うが、よろしいか。(各委員等了承)

**【委員等】**

それでは、審議の結果について、私の方から、3月11日に開催される予定の環境審議会に報告させていただく。

(2) 令和6年度公共用水域及び地下水の水質測定計画の作成について

**【委員等】**

河川における大腸菌数環境基準未達成対策実証事業における調査対象は2河川のみだが、県内には他にも高い値の河川がある。令和7年4月の大腸菌数の排水基準施行に向け、畜産農場のような発生源になりうる事業場の分布を把握し、面的に水環境を改善していく必要があると考えるが、どのような計画で対策を進めていくのか。

**【事務局】**

水質汚濁防止法に基づき事業場への立入検査を行い、排水管理を指導するとともに、排水水の大腸菌数の測定や自主測定結果の確認によりその排出状況を面的に把握する。また、水質測定計画に基づき公共用水域の水質測定を行い、大腸菌数の状況を把握する。これらを合わせて県内の状況を面的に整理し、汚染原因を検討のうえ対策を講じたい。

**【委員等】**

畜産業者等に対し、消毒だけではなく、消毒前の排水処理の指導は考えているのか。

**【事務局】**

BODの低減対策が大腸菌数の対策にもなると承知しているが、畜産農場には規模的にそこまでできないところが一部あると認識している。このため、一番効果的で分かりやすい塩素消毒をまずはしっかりと指導し、排水基準を達成できるかどうかを確認していきたい。

**【委員等】**

排水基準の施行まであと1年しかないが間に合うのか。

**【事務局】**

事業者には排水基準を遵守する義務があるため、今後1年間、まずは立入検査にて、排水管理を指導することと、現在の排水基準である大腸菌群数の自主測定結果を見て、達成できているのかを確認する。達成できない可能性がある事業場については、より重点的に指導を行う。これにより排水基準施行までにできるだけ水環境が改善するよう取り組みたい。

**【委員等】**

農業集落排水施設では管理基準があると思うので、それを徹底していただくことがまず重要と考える。また、畜産農場については、小規模事業者が多いため排水管理はなか

なか大変だろうが、調査だけではなく教育や啓発も併せて実施していただきたい。

**【委員等】**

地下水の大腸菌数は測っていないのか。測定している場合、飲料用の井戸等で検出された場合の対策を説明いただきたい。

**【事務局】**

大腸菌数は公共用水域の水質環境基準が設定されており、測定は水質汚濁防止法に基づく常時監視として都道府県知事の義務となっている。一方で地下水については、環境基準が設定されていないので測定していない。なお、水道の供給にあたっては、浄水場で大腸菌数を含む水質の管理が行われており、個人の井戸は自己責任で管理されるものと考えている。

**【委員等】**

先ほど水質環境の現状について報告があったが、河川の大腸菌数については、幾つか超過事例があるものの、その他は特に大きな問題はないということで、現状に即した測定計画案となっている。

特にご意見がなければ、令和6年度公共用水域及び地下水の水質測定計画については、事務局の原案どおりということでよろしいか（各委員等了承）。

**【委員等】**

異議なしということで、ただいま決議したとおり、環境審議会に報告を行いたい。報告の手続きについては、私にご一任をお願いしたい（各委員等了承）。